

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第15回）議事録

1 日 時 平成21年4月21（火）17:00～18:45

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、新美 育文、村上 輝康、根岸 哲、大谷 和子、
岡田 仁志、木村 忠正、菅谷 実、多賀谷 一照、長田 三紀、中村 伊知哉、
山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、寺崎総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、桜井総合通信基盤局長、
戸塚政策統括官、田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、谷情報通信国際戦略局次長、
久保田官房審議官、阪本官房審議官、武内電気通信事業部長、吉田電波部長、吉田放送政策
課長、奥放送技術課長、武田衛星放送課長、平口地域放送課長、淵江事業政策課長、渡辺
電波政策課長、佐々木基幹通信課長、秋本融合戦略企画官、野水電波政策課企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第15回）」を開催させていただきます。本日は、皆様ご多用のところご出席くださりまして、ありがとうございます。

本日は、村井主査代理、清原委員、安藤委員、國領委員、濱田委員、藤沢委員、舟田委員は、所用のため欠席とのご連絡を受けております。

それでは、早速、議事の進行に入らせていただきます。

本日は、伝送設備規律、伝送サービス規律等の見直しの方向性について、審議をいたしたいと存じます。

まず、事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

議事次第の後、前回の委員会の議事概要を資料1として付けております。

資料2といたしまして、電波制度の抜本的な見直しに関する資料、両面コピーで16ページまでございます。

資料3といたしまして、伝送サービス規律の在り方につきまして、こちらは3ページまでございます。

資料4、「有線テレビジョン放送に関する規律の在り方」、こちらは11ページまでございます。

資料5、「新たな法体系における技術基準」、こちらは6ページまでございます。

資料6といたしまして、「利用者向けの情報提供の促進」と題する資料、こちらは11ページまでございます。

また、委員の方々には、委員限りの資料といたしまして、6ページ物の資料をお付けしてございます。

加えまして、参考資料1として、昨年12月に取りまとめをいただきました検討アジェンダ、そして、参考資料2といたしまして、中間論点整理を付けてございます。

過不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは早速ですが、資料2の電波制度に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 伝送設備規律、伝送サービス規律等の見直しの方向性について

ア 通信・放送融合・連携時代に対応した電波制度の抜本的な見直し

【野水電波政策課企画官】 それでは、資料2に基づきまして、通信・放送融合・連携時代に対応して、電波制度について見直すべきと考えられる事項の方向性につきまして、事務局から説明させていただきたいと存じます。

まず1ページでございますが、どのような観点からの見直しかということにつきまして、5つの柱を立てております。

1つは、通信・放送融合・連携サービスの導入を実現可能とすること、2番目が迅速な新技術導入を促進すること、3番目が迅速な新サービス・新製品導入を可能とすること、4番目が電波を安心して利用できる環境を整備すること、5番目がその他となっております。

今回の見直し事項を現行制度と対比いたしましたのが2ページでございます。現行の電波制度では、左にございますように、新しい無線システムを導入する場合、周波数の分配ですとか、技術基準の策定を行っております。その後、個別の無線局の開設の手続に移りまして、免許がなされた後、無線局の運用が始まる。運用に際しては、いろいろな条件が付けられることになっております。

今回の見直し事項は、こうした現行の電波制度の流れを全般的に見直すものとなっております。

それでは、個別の見直し事項の説明に移らせていただきます。3ページ、「通信・放送融合・連携サービスの導入を実現可能とする」というところでございますが、以前、本委員会でもご審議いただきました無線局の目的の柔軟化とホワイトスペースについてでございます。

まず1点目でございますが、現在、通信・放送両用の無線局は認められておらず、また、目的の変更は例外的な場合に限られております。通信・放送融合・連携サービスを可能にするため、これを改めまして、双方の目的を持つ無線局を免許することや、事後的に目的を変更することを可能にしたかどうかというものです。

なお、競願手続を経て付与される免許につきましては、競願者との公平性を確保する必要等があるかと思えます。そうした観点から、両用・変更が認められる条件について必要な検討を行うとさせていただきます。

2点目ですが、ホワイトスペースを活用するため、今後、具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的条件に関する技術的検証を行いまして、その活用可能性を踏まえ、技術基準の策定等の制度整備を行うということでございます。

4ページに移らせていただきます。迅速な新技術導入促進ということで、1つ目の小さな柱としまして新技術導入に向けた提案制度の導入、2つ目としまして技術基準策定プロセスのオープン化、3番目に迅速化ということでございます。

まず、先に5ページをご覧ください。現行の技術基準策定手続は、このページの下半分に載っております。総務省で今後策定が必要であると思えます技術基準がありますと、まず情報通信審議会等でご審議いただきまして、その後、電波監理審議会に諮問させていただき、技術基準を策定する手続をとっております。

今回の見直しは、この前段階に新たな制度を導入しようというものでして、このページの上、技術基準提案制度が左にございます。これは事業者やメーカー、大学等で、新しい技術を導入したらいいのではないかとと思われる方につきましては、提案をしていただく。総務省においてそれを検討いたしまして、更なる検討の是非につきまして回答する。更なる検討が必要と思われる場合には、情報通信審議会等においてご審議いただくことを考えております。

右に、「技術基準策定計画制度」とございますが、先ほど申し上げた提案制度は個別の提案でございまして、計画制度につきましては、パブコメ等によりまして、研究開発の動向・ニーズについて調査を行いまして、技術基準策定計画を作成し、公表する。これによって、技術基準策定に関するオープン性が高まるのではないかと考えております。

4ページに戻りまして、1つ目、2つ目は今の話でございまして、3つ目でございますけれども、技術基準策定をより迅速に行うため、技術基準の策定プロセスを柔軟化するということで、例えば、現在、電波監理審議会において技術基準をご審議いただく場合、必ず意見の聴取を行うことになっておりますが、パブコメ等の制度が整備されていることもあり、必要なときだけ聴取を行うことにしたらどうかということが柔軟化のアイデアとして考えられるかと存じます。

6ページにお移りいただければと思えます。新技術導入促進の2つ目の項目でございまして、技術基準適合証明制度の問題でございまして。

この制度につきましては、まず、7ページをご覧ください。技術基準適合証明制度と申しますのは、無線設備が電波法に定める技術基準に適合していることを事前に確認し、証明する制度でございまして。

技術基準に適合していると証明された機器につきましては、このページの右下に「テ」の字が丸に入っているようなものがございまして、技適マークを書いたシールを張りつけることになっております。

6ページに戻っていただければと存じます。1番目の「・」でございまして、今申し上げ

げました技適マーク、今はシールで張りつけておりますが、例えば、これを携帯電話のディスプレイなどに電磁的に表示することを可能にするというのが1点目でございます。

2点目でございますけれども、技術基準適合証明を受けました無線設備につきまして、製造・販売後に新しく開発された機器・部品等を追加・交換する場合に、これを柔軟に行えるようにするという事です。現在、追加・交換のため、一度、メーカーが設備を回収することが必要になっておりますけれども、一定の場合はこれを不要にするというように、制度を改正したらどうかというものでございます。

8ページに移らせていただきます。3番目の柱で、「迅速な新サービス・新製品導入を可能とする」ということでございますが、1つ目としまして、「免許不要局の範囲の見直し」でございます。免許不要局につきましては、無線システムごとに最適な空中線電力の上限を定められるよう、現在、空中線電力の上限が法律上10ミリワットとなっていることを見直し、免許不要局の範囲を拡大したらどうかというものでございます。現在の法律上の上限は昭和62年に定められたものですが、その後、干渉防止のための技術が進歩しているということが一つございます。また、システムごとに利用する周波数帯や利用環境は異なっておりますので、ものによっては、現在の上限であります10ミリワットを超えても、免許不要局にすることができるものがあるのではないかと趣旨でございます。ちなみに、欧米では個別のシステムごとに規制当局は基準を定めておりますけれども、その下にございますアクティブ電子タグの場合を見ますと、アメリカは日本に比べてかなり高い水準、欧州は、周波数帯によって低いものもあれば高いものもあるという状況になっております。

9ページに移らせていただきます。「無線局に係る手続の見直し」ということで、迅速な電波利用を可能とするため、以下の見直しを行ったらいかがかということ述べさせていただきます。

1つ目は、携帯電話の基地局の免許についてでございますけれども、現在は一個一個免許を行っているところですが、例えば、包括的にそれを受けられるようにする等、手続を簡素化したらどうかというものでございます。

これにつきましては10ページをご覧くださいと思いますが、携帯電話の基地局は、この7年間で約3倍の数になっておりまして、手続の簡素化が必要な状況になっているのではないかと考えられます。

もう一度9ページに戻っていただきまして、2つ目の「・」でございますけれども、一定の無線局につきましては、現在、総務省が定期的に検査を行っております。これにつきまして、民間の登録点検事業者により点検を受け、異状がなかった場合には、総務省による検査を省略できることにしてはいかがでしょうかというものです。一方、点検事業者による点検が適切に行われることを確保する必要がありますので、そのために必要な制度、例えば、虚偽の報告を行った場合には罰則がかかるとか、そういったことについて検討する必要があると考えております。

11ページをお願いいたします。4番目の柱、「電波を利用できる環境を整備する」ということで、多種多様な電波を利用したサービス・機器を安心して利用できる環境を整備する必要がある

ということで、この観点から、例えば、先ほど技術基準適合証明制度についてご説明を差し上げましたが、この制度を利用するメーカーなどが、自ら製造した無線設備が技術基準に不適合であることを認知した場合には報告するという制度を設けたらどうかというのが1点目でございます。

2点目ですが、無線局が技術基準に違反した場合、違反の程度・態様に応じ、現在あります電波の発射停止命令・無線局の運用停止命令に加えまして、技術基準適合命令を設けたらどうかというものでございます。これは現行制度上、是正のための措置として、停止命令という処分しか設けられておりませんが、状況によっては、いきなり停止ということではなく、技術基準への適合を命令するという措置があったほうが、機能的な対応が可能ではないかという趣旨でございます。

12ページでございますけれども、その他ということで、「放送局を除く無線局に係る外資規制の見直し」ということで、国際化時代に対応しまして、放送局を除く無線局に係る外資規制を見直したらいかかということでございます。現在では、この下にございますように、放送局、固定マイクロ局、それ以外の無線局につきまして、外国人・外国法人等の開設は認められないこととなっております。もちろん、電気通信業務用の無線局など、自由化されている無線局もございますけれども、このように、まだ外資規制が残っている無線局があるということでございます。放送局につきましては、その影響力の大きさなどがございまして、国際的に見ても外資規制が行われていると認識しておりますが、それ以外の無線局につきまして、今なお必要なのか、見直しを行う時期に来ているのではないかと考えているところです。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

ただいまの説明を受けまして、委員の皆様の意見交換をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。村上委員、お願いします。

【村上委員】 今、電波政策の革新ということで、いろいろな議論が行われているかと思っておりますけれども、これまで進んできたワイヤレスブロードバンド化を、さらにフロンティアに向けて進めていくということと、これから出てくるいろいろな新分野がありますけれども、新分野が出てきやすくするというのと、電波効率を大きく変える、向上させるという、大きくはこの3つの方向でこれから進むと思っておりますが、2ページの見直しの方向性を拝見しますと、ほぼ全領域において、その3つの方向ときちっと対応するような見直しが行われようとしているという印象を受けております。この見直しのプロセスは、今回の法体系全体の見直しとのタイミングについては、どういう考え方で進んでいくかをお聞かせいただければと思います。

【野水電波政策課企画官】 当然、ご審議の結果にもよるかとは思いますが、私どもとしましては、法体系の見直しの中で、電波法制についても、あわせて見直しを行いたい。ただ、法律事項でないもの、例えば、省令限りでできることにつきましては、準備が整い次第ということで考えております。

【村上委員】 では、法体系の見直しが行われるときには、同時に全部ゴールインするかと考えてよろしいでしょうか。

【野水電波政策課企画官】 そのようにできればと思っております。

【長谷部主査】 では、中村委員、お願いします。

【中村専門委員】 繰り返しになるのですけれども、3ページ、電波について、通信・放送をまたがる利用の道を開いていくというのが、今回の法体系見直しの最大の眼目で、かつ、直接的な効果が表れてくるところだろうと考えます。また、その規模によって、今回の見直しの評価も左右されるだろうと私は認識しております。

例えば、各地のユビキタス特区ですとかデジタルサイネージの実験などにかかわっておりますと、放送の電波を使って通信を行いたいといった需要といますか、いわば放送役務利用型通信とでもいうようなニーズも顕在化してきておまして、そういったものをどうすくい取っていくのか。法体系を見直すことについては、必ずしもまだ、国全体といますか、関係者全体の強い賛成が得られていない中で、今回の見直しによって、どういうサービスが出てくるのか、あるいはビジネスや文化といったものが生まれてくるのか、あるいは国民はこの見直しによって長期的にどういうメリットを得られるのかということについて示しながら、今回の意義を明確化していくという、我々も説明責任を負っていると思しますので、そのあたりを明確にししながら、議論が進められればと考えます。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。多賀谷委員、お願いします。

【多賀谷専門委員】 同じように3ページの話ですけれども、あとから、ホワイトスペースについては、前のこの会議で混信の問題があるという、これは私の理解では、ブラックスペースもホワイトスペースも、限りなく、みんなグレースペースなところがあるから、おそらく、電波の性質上、やってみないとわからないところは実際にはある。やってみないと、何らかの干渉があるから一切だめだというのではなく、しかし、混信があってもそれは構わないというのではなくて、ある程度、どうにか大丈夫そうだろうというスペースに実験的に導入して、うまくいかなければ撤退するという柔軟なシステムを多分つくる必要があるだろうと思えます。最初から完全に安全というわけではなくて。

それから、前者の目的の変更は悩ましい話でして、特に、今日の後の議論の中で放送普及計画との絡みが出てきますけれども、放送用に使っていた周波数を一部通信用に使う、あるいは両用的に使うことがあり得るわけでしょうけれども、そのことと、ハードとしての無線局と上の放送事業用の用途についての従来の理論をどう折り合いをつけるかと、私もちょっと考えてみたのですが、そう簡単ではないような感じなのですが、今後、それについて検討していかなければならないと考えています。

以上です。

【長谷部主査】 問題点のご指摘ということであったかと思いますが、事務局から、特にコメントございますか。

【野水電波政策課企画官】 最後の点につきましては、今後のコンテンツに関する議論等とも

かかわってくるかと思っておりますので、また、あわせて検討したいと思っております。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この論点につきましては以上といたしまして、引き続きまして、資料3の伝送サービスの規律の在り方につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

イ 伝送サービスの規律の在り方について

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料3に基づきまして、ご説明をさせていただきます。資料3では、外形的に電気通信設備を他人の通信の用に供しているにもかかわらず、電気通信事業から除かれている3つについて取り上げております。これら3つを新たな法体系のもとにおきまして、どう位置づけていくかについて、ご審議いただきたいと思っております。いずれのページも、上半分が現行制度の確認になってございまして、下、青いブルーの網かけをしておりますのが、新たな法体系における規律の在り方の方向性でございます。

まず、1ページのチャンネルリースについてでございます。

現行制度の確認を簡単にさせていただきます。法令上は、「有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業」でございます。有線テレビジョン放送施設者、施設について許可を受けておられる方に対する義務づけ規定になってございます。有線テレビジョン放送施設者は、有線放送の業務を行おうとする者から施設使用の申し込みを受けたときは、総務省令で定める場合を除き、これを承諾しなければならないという規定が、有線テレビジョン放送法の第9条にございます。

ただ、例外が総務省令で定められておりまして、それが3つ目の「○」でございます。その施設が現に使用されているか又は1年以内に使用されることが確定している等の場合には、承諾することを要しないとされております。

4つ目の「○」でございますが、施設の使用料その他の使用条件につきまして、契約約款を定めなければならないという約款策定義務がございます。

この施設の運用が適正を欠くため、受信者の利益を阻害していると認められるときは、総務大臣による施設の改善命令、使用条件の変更命令の対象となり得ることとされております。

このように、有線テレビジョン放送法第9条、第10条、あるいはその下位規定で規定がなされているわけでございますが、どの程度使われているかというのが、この資料の枠囲いの右のほうに「○」が2つございます。この規定の対象になりますのは、先ほど申し上げましたとおり、施設について許可を受けておられる有線テレビジョン放送施設者であり、昨年3月末時点で1,029者おられますが、実際に施設を提供しておられるのが59者、約6%弱でございます。

チャンネルリースの契約件数でございますが、97件でございます。この97件のチャンネルリースの契約に基づいて、有線放送の業務を行う方から受信している件数でございますが、71万件でございます。CATVの受信者の件数が約2,300万でございますので、大体3%程度とだけ思えばと思っております。

このチャンネルリースの制度を新たな法体系においてどう位置づけていくかという点について、

青い網かけのところをご覧くださいと思います。

最初の「・」のところでございます。電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能になっております。有線の役務利用放送でございます。このように制度的に可能になっている。そして、実態といたしましても、ブロードバンドの世帯カバー率がかなり上がってきているということで、有線テレビジョン放送法が施行された昭和48年当時と異なりまして、チャンネルリースの提供を法律で義務づけなくても、代替的な手段によって有線放送が行われる環境が整っているのではないかと。

2つ目の「・」でございます。チャンネルリースと電気通信役務利用放送のために提供されている電気通信役務は、外形的に非常に似ております。この外形的に同様と言えるサービス間の規律の適用の差異を解消するために、有線テレビジョン放送法の規定9条、10条に代えまして、電気通信事業法を適用することとし、契約内容は事業者間の交渉にゆだねる、すなわち、施設者からすれば、契約約款の策定義務をなくすということでございます。事業者間の交渉にゆだねても、不適正かつ不明確な料金設定、不当な差別的な取扱い等があれば、事後規制たる業務改善命令の対象となり得るため、受信者、そして、他の有線放送事業者の利益を保護できるのではないかと考えたところございまして、チャンネルリース制度につきましても、有線テレビジョン放送法に代えて、電気通信事業法を適用することが適当ではないかという点について、ご審議いただければと思っております。

なお、現に施設を提供しておられる有線テレビジョン放送事業者につきまして、電気通信事業法を適用することにより、若干規制強化になる面がもしございしますれば、一定の経過措置を検討することが適当ではないかと考えております。

お進みいただきまして、2ページ、受託放送についてでございます。

これもまず、現行制度の確認から始めさせていただきたいと思っております。2つ目の「○」でございます。受託放送役務につきましても、委託放送事業者の番組編集の自由の確保、委託放送の機会の制約の防止等々の観点から、放送法第52条の9から第52条の12までの規定におきまして、①から③までのような規律が課されております。一番大きいのは①でございまして、委託放送事業者のみに対して役務を提供する義務でございます。②といたしまして役務の提供条件を総務大臣に届出、この役務の提供条件について、不当な差別的な取扱いがあれば、総務大臣による変更命令に係らしめるという制度設計になってございます。

この受託放送に関する規律を新たな法体系におきましてどう位置づけていくかという点でございます。2の最初の「・」をご覧くださいと思いますが、次のような理由から一般の伝送サービス規律を超える規律を維持し、「放送普及基本計画」の対象となる放送の実施を確保する必要があるのではないかと考えてございます。すなわち、①でございしますが、「認定」を受けた特定の放送事業者のみに対して役務を提供する義務をかける必要があるのではないかと。仮にこの義務を廃止いたしますと、放送施設の設置者、いわゆるハード事業者の意に沿わない放送の拒否や個々の放送番組の送信の拒否が行われ、認定を受けた放送事業者の番組編集の自由が侵されるおそれがある。次のチェックマークでございしますが、ハード事業者側が伝送するコンテンツを選択でき

ることとなりまして、認定を受けた放送を確保できないおそれもある。また、②といたしまして、役務の提供条件を総務大臣に届け出ていただき、場合によっては変更命令に係らしめるという規律がございませんと、放送施設の設置者の役務の料金が、特定の放送事業者に対しまして不当な差別的取扱いをするものとなるおそれがある。あるいは契約、責任に関する事項が適正かつ明確に定められないおそれや、特定の放送事業者に対しまして、不当な義務を課すおそれもあるということでございます。

特に上記①のように、放送普及基本計画の対象となるような特定の相手方、限られた数の認定を受けた特定の放送事業者のみに対して役務を提供していただく義務を国として義務づけること等から、一般の伝送サービス規律、現行で申しますと、電気通信事業法のすべての規定を適用することは不適當なのではないか。電気通信事業者の方々は、総則におきまして、利用の公平を旨とすることとされております。他方で、特定の放送施設の設置者に対しましては、認定を受けた特定の放送事業者に対しまして役務を提供していただく義務づけをかけることになりまして、フル適用はなかなか難しかろうということございまして、個々の規律ごとに適用の是非を判断することが適當ではないかと考えてございます。

お進みいただきまして、3ページでございます。「有線放送電話に関する法律」についてでございます。

これにつきましては、ブルーの網かけのところから、直接ご覧いただきたいと思います。最初の「・」のところでございます。有線放送電話につきましては、加入電話網の及ばないような地域、主に農山漁村を想定しておりますが、このような地域におきましては、有線ラジオの施設を使った加入電話の代替的なサービスとして位置づけられておりまして、参入等を「許可」に係らしめ、技術基準は有線電気通信法の技術基準によるという法制でございます。

昭和32年以降、このような法制で施行されてまいりましたが、電気通信事業者数の増加、多様化に伴い、おおむね各戸に加入電話が行き渡り、携帯電話等も普及しておりますことから、有線放送電話について、特別な規律、特別な法律を継続する意義は失われてきているのではないかと考えてございまして、この特別な規律、特別な法律を撤廃し、通常の音声電話と同様の取扱いとすることが適當ではないか。具体的には、一般の伝送サービス規律を適用することといたしまして、参入等の「許可」は緩和し、「登録」又は「届出」に移行。技術基準に関しましては、電気通信事業法に基づく音声電話役務に係る技術基準を適用することとしてはどうかと考えてございます。

ただ、現に行われている有線放送電話業務につきましては、一定の経過措置・特例措置等、急な負担がかからないようにする措置を講ずることが必要かと考えてございます。

資料3については、以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様の意見交換をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。根岸委員、お願いたします。

【根岸臨時委員】 チャンネルリース制度についての説明がございましたけれども、現在の制

度では非常に利用が少ないということが示されました。この新しい規律の在り方は、おそらく従来は、ある種の放送設置者は、独占的ということだから、契約約款を義務づける必要があるというお考えでこのようになっていた。それが制約となって利用者が少ないということかと思えますけれども、現在では、独占的というよりは代替的な手段が整っているから、契約の義務づけ等、独占を前提としたような制度は要らなくなったということだから、それを緩和するというこのように理解いたしました。私もそれはそのように思いますが、そのようにすると、現在、利用が少ないものが将来増えることが期待できるということでしょうか。あるいは、そういうことはよくわからないけど、この規制のそもそもの理由がなくなってきたということから、こういうふうに変えようということでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 お答えさせていただきます。根岸先生からご指摘のあった点で言いますと、どちらかというと後者でとらえておりまして、施設者の方に、他の有線放送業務を行おうとする方々に施設を提供する際に、約款を策定していただく必要はないのではないかと考えておりまして、この約款策定義務を緩和する。問題があれば、設備を他人の用に供している関係にございますので、現行で申しますと、電気通信事業法の29条に1号から12号まで業務改善命令の規定がございます。これによりまして、事後規制で対応していくことでいかがかと考えているものでございます。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。

【根岸臨時委員】 はい。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでございましょうか。多賀谷委員、お願いします。

【多賀谷専門委員】 あまりしゃべりたくないのですが、2つほど聞きたいことがあります。

1つは、受託放送に関する規律で、認定を受けた特定の放送事業者に対して役務を提供する義務の話。今の根岸委員のお話とやや関連するのですが、このような義務づけをすることは、やはり、これは主として周波数の話、無線の話でしょうけれども、基本的に、ハード施設について、ある種のボトルネック性といいますか、制約があって、それゆえ、上の認定放送事業者の放送をマスト・キャリアせよという、そういう仕組みになっているのだろうと私は理解いたします。したがって、それは、逆に言えば、周波数でそのようなボトルネック性がないような部分については、この議論は成り立たないし、逆に、有線の場合には、物理的なボトルネック性はなくても、論理的なボトルネック性が出てくることはあり得るわけでしょう。その場合には、こういう議論が出てくる可能性もあるのではないかという気がいたします。どこをどうということは申し上げませんが。

第2の点としては、基本的にこの議論は、「放送普及基本計画の対象となる放送」という表現がありますけど、現在でもそうだと思うのですが、放送の中に、放送普及基本計画の対象となる放送と、必ずしも放送普及基本計画の対象とはならない放送の2種類があることを前提とした議論だと指摘したいと思います。

以上です。

【長谷部主査】 いずれもごもっともなお話かと思いますが、何かコメントございますか。

【秋本融合戦略企画官】 特にございません。

【長谷部主査】 よろしいですか。はい、どうもありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

事務局の提案で、大体、ご納得いただいたということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、資料4の有線テレビジョン放送に関する規律の在り方に関しまして、事務局からご説明をお願いいたします。

ウ 有線テレビジョン放送に関する規律の在り方

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料4につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。資料4も先ほどの資料3と同様の体裁でございます。上半分に現行制度の確認を簡単にさせていただきまして、下のブルーの網かけのところで、新たな法体系において、どう位置づけていくかという点を記述させていただいております。

まず、有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制につきまして、現行制度の確認をさせていただきます。

最初の「○」でございますが、一定規模以上の有線テレビジョン放送施設を設置し、この施設によりまして有線テレビジョン放送の業務を行おうとする方につきましては、この施設の設置について、総務大臣の「許可」を受けなければならないという法律上の規定がございます。

この規定に基づきまして、どのような事項を許可で審査しているのかという点を見ていただくためにご用意いたしましたのが、参考資料で付けております7ページでございます。一たん、7ページをお開きいただきたいと思います。参照条文で第4条に（許可の基準）とございます。1号から4号まで並んでおりまして、1号が施設計画の合理性等でございます。2号が技術基準適合性でございます。3号が経理的基礎及び技術的能力でございます。4号がその地域における自然的社会的文化的諸事情に照らして必要かつ適切という基準でございます。

このうち、1号の基準について、どのように審査していくのかという点を明らかにしておりますのが、総務大臣訓令という形で定められております有線テレビジョン放送法関係審査基準でございます。これも4条でございますが、許可の審査基準が明らかにされておまして、施設計画の合理性を審査する際に、（1）でございますが、施設区域は、一の行政区域又は複数の行政区域を単位とし、原則として、当該行政区域の全域において設定されているものであることとされておりまして、これが許可制のもとでクリームスキミングを見ていると言われる論拠でございます。ただし、「原則として」でございますので、例外もございまして、（2）全域をカバーすることができない事情が認められる場合には、少なくとも当該行政区域の人口集中地区の大半が施設区域に含まれていること、（3）将来計画が明らかにされていることとございます。

ここまで見ていただきました上で、1ページにお戻りいただきたいと思います。現行制度の確認の2つ目の「○」でございます。今ご覧いただきましたとおり、原則として、当該行政区域の全域において施設区域が設定されているものであることが審査基準の一つとされております。

3つ目の「○」でございますが、そして、この「許可」に係る施設を、総務省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。許可に際しまして、技術基準適合性を見るわけでございますが、参入後も、事業開始後も、この技術基準適合性を維持することを法律は求めております。

この「許可」に係る施設を譲渡等する場合には、総務大臣の「認可」を受けなければ、地位を承継できないという規定がございます。

また、国又は地方公共団体は、「許可」に係る施設の設置が円滑に行われるために必要な措置が講じられるよう配慮するものとするという規定が法律上ございます。有線テレビジョン放送施設者は、電気通信事業者ほど強い公益事業特権は認められておりませんが、この配慮規定によりまして、道路占用、土地の使用、電柱の共架手続等で、国あるいは地方公共団体に配慮いただいていることとなっております。

新たな法体系におきまして、この許可制をどうしていくかという点についてでございますが、まず、最初の「・」は、先ほどのチャンネルリースのところ記述させていただいた論点と同じでございます。電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的には可能になっております。また、実態としても、ブロードバンド世帯カバー率が98.6%に及んでいるという状況でございます。自ら施設を設置して行う有線テレビジョン放送と同様の有線役務利用放送が行われる環境が整っているのではないかと考えてございます。

そうした環境が整っているのであれば、昭和48年当時と比べて、必ずしも有線テレビジョン放送のサービス基盤としての放送施設のすべてが、地域的独占の傾向に陥りやすいとは言えないのではないかと。そこで、許可制により担保されている一定の技術レベルの確保、すなわち、技術基準適合性の確保やクリームスキミングの防止等につきまして、何らかの措置を確保した上で、有線役務利用放送との規律の適用の差異の解消を図り、施設設置者の負担の軽減、柔軟な事業運営の促進を図る観点から、規律の合理化を図ることが適当ではないかと考えてございまして、括弧書きに措置の具体例として、「許可」に係る施設について、現在見ている技術基準適合性につきましては、参入時に許可に代わる行政行為の中で審査することでいかがかと考えてございます。

最後の「・」でございますが、有線テレビジョン放送施設の重要性や社会的有用性につきましては変わりはないことから、その円滑な設置を促進する観点から、施設設置に係る国又は地方公共団体の配慮規定は引き続き維持することが適当ではないかと考えております。

お進みいただきまして、2ページ、義務再送信制度についてでございます。

これも現行制度の確認を簡単にさせていただきます。施設について、許可を受けておられる有線テレビジョン放送施設者に対する義務づけでございます。この有線テレビジョン放送施設者に対しまして、総務大臣が指定した受信障害区域におきまして、当該区域の属する都道府県のテレビジョン放送等を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならないという規定がございます。

総務大臣による受信障害区域の指定がトリガーとなって、このような義務づけがなされるわけでございますが、現行制度の概要のうち、下から2つ目の「○」のところ、この指定はこれまで

一度もなされたことがございません。ただ、最後の「○」でございますが、義務再送信制度の存在自体が事業者の方々によります自律的な取組を促してきた面があるという指摘は、まさに、この法体系委員会におきまして、ヒアリングの際にも指摘があったところでございます。

新たな法体系におきまして、この制度をどうしていくかという点でございますが、引き続き、難視聴解消に有効な規定と考えられますため、受信者利益の保護の観点から、この義務再送信制度を存続させる方向とすることが適当と考えてございます。

その際、これまで受信障害区域の指定がされた実績がないことを踏まえまして、もう少し指定しやすくする工夫が要るのではないかと、その点について、引き続き検討することが適当と記述させていただいております。

また、例えば、自ら施設を設置しているか、電気通信役務を利用しているかという点に着目するのではなく、再送信メディアとしての役割を果たし得るかどうかとといった観点から義務再送信制度の対象を有線テレビジョン放送施設者に限定することでもいいのか、もっとふさわしい方がいいのかどうかという点についても検討を進めていくことが適当と書かせていただいております。

この点は、次の裁定制度ともあわせて検討することが必要と思っておりますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページも、まず、現行制度の確認から始めさせていただきたいと思えます。有線テレビジョン放送事業者は、他の放送事業者又は役務利用放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送等を受信し、これを再送信してはならないという規定がございます。他の放送事業者の同意を得ることが必要というのが第一義でございます。

この同意について協議を求めたが、その協議が調わないときに、総務大臣の裁定を申請できるのは、現行法では有線テレビジョン放送事業者に限られております。なお、ここでいう有線テレビジョン放送事業者は、施設について許可を受けておられる事業者に限られません。施設について届出で済む小規模な事業者の方々も含まれることとされております。

総務大臣は、放送事業者等が同意をしないことにつき「正当な理由」がある場合を除いては、同意をすべき旨の裁定をするものとするという規定がございます。

この裁定制度は、従前のあっせん制度を廃止いたしまして、昭和61年に導入されたものでございまして、過去に4回の裁定が行われております。なお、たまたまでございますが、過去4回の裁定は、いずれも施設について許可を受けておられる有線テレビジョン放送事業者が対象でございました。

総務省では、昨年、総務大臣の裁定における「正当な理由」の解釈等に関するガイドラインを策定しておりまして、このガイドラインをもとに、多数の協議が今なお進行中でございます。

新たな法体系におきまして、この規定をどうしていくのかという点でございますが、まず、受信者の利益を保護するという規定と考えてございます。同意裁定に当たりましては、①受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できる、②受信者が自県の地上放送に加えて、隣接県の地上放送を再送信により視聴できるといった受信者利益に関する十分な検討を総務大臣として行うこととされております。現時点では、引き続きこのような「受信者の利益」を確保すべき必要が

あると考えられるのではないかと書かせていただいております。

裁定制度には、難視聴地域等における再送信の同意がスムーズに得られるようにするための一定の政策的意義が認められるのではないかと、よって、引き続き維持することが適切と考えてございます。

また、現時点で実態として当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要と考えてございます。

下から2つ目の「・」でございますが、ここも、自ら施設を設置しているか、電気通信役務を利用しているか、有線テレビジョン放送事業者か、役務利用放送事業者かという者に着目するのではなく、再送信メディアとしての役割を果たし得るかといった観点から、例えば、一定の要件を審査し、その要件にかなっている事業者の方々に、この裁定の申請をしていただくといった制度を検討するなど、裁定制度の対象を検討することが適切ではないかと考えてございます。

現行制度に加えまして、より簡便な紛争処理手段として、もともと昭和61年以前にございましたあっせん等の制度を、例えば、紛争処理委員会に担っていただくことによりまして、大臣裁定とあわせて、追加的に導入することを検討することが適切ではないかと考えておりますので、このように記述をさせていただきます。

資料4につきましては、以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして、委員の皆様の見解交換をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。菅谷委員、お願いたします。

【菅谷専門委員】 義務再送信制度について、一番下の行に、「自ら施設を設置しているか、電気通信役務を利用しているか」という点に着目するのではなく」ということで、「再送信メディアとしての役割を果たし得るか」といった観点から制度の対象を検討する」というのは、これからの新しい制度にとって、非常に重要なポイントだと思います。

それで、裁定制度についての新たな法体系における規律の在り方、②受信者が自県の地上放送に加えて云々のところですが、これは、例えば関東広域圏ですと1都6県が同じサービスエリアに入っていますし、九州ですと、福岡、佐賀、大分と別々の放送エリアです。ですから、今のそういう放送制度を頭に入れて考えると、この②のところはどうやって読むのか、ちょっとあいまいなのかなと思いました。

それからもう一つ、義務再送信の対象ということで受信者の利益が書かれていて、まさに受信者の利益を守ることは必要なことですが、受信者の利益という概念は、少し広過ぎるのかなと思いました。というのは、やはり、どういう情報を得ることによって受信者の利益を確保することが必要なかということで、例えばコンテンツレイヤーで、基幹放送的な概念、例えば日常生活に必要な情報を提供するメディアとか、そういうものが出ていますので、ある程度そういうところとリンクさせた考え方を、ここに入れたほうがいいのではないのかなと思いました。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

第2点は、現在の裁定制度はどういう考え方なのかという点のご質問かと思えます。その点は何かございますか。

【秋本融合戦略企画官】 説明を省略いたしました。資料4にお付けしております参考資料の10ページに、再送信の裁定に関しまして、正当な理由の考え方が今年の春に整理されております。このうちのガイドラインの主な内容の②「正当な理由」の考え方、最初の線は従来の5つの基準を紹介しておりますが、その次の線、生活面・経済面の関連性が深い地域の再送信につきましては、裁定では「同意」裁定。少なくとも、放送対象地域と隣接する市町村は「同意」裁定。逆に、国民の視点で一見明白に遠方にあるような地域は「同意」裁定とはならない。ただし、裁定によらずに民間の協議が調べば、再送信を行うことは可能。前の2ページ、3ページでは、このあたりを大分簡略化して記述したものですから、誤解を招く点がございました。その点をご容赦いただきたいと思います。

【長谷部主査】 大変意味が圧縮されているということ、春秋の筆法になっております。恐縮でございます。

ほかにはいかがでございましょうか。根岸委員、お願いいたします。

【根岸臨時委員】 最初の有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制等についてですけれども、これはご説明がありましたし、先ほどと同じことですが、代替的な放送手段が出てきて、その独占性というか、あるいはボトルネック性というか、そういうものがかなり解消されているということで、したがって、独占というか、あるいはボトルネック性とか、そういうものを根拠にした比較的厳しい規制を緩めていくことは、そのような方向でよろしいのではないかと思います。

それに伴って、許可だったからというか、あるいは独占性に結びついた許可だったから、いわゆる公益事業特権を与えることと結びついたと思います。それがなくなったらどうなるかという話があると思いますけれども、しかし、1ページの下に書いてありますように、やはり、今の話と公益事業特権を必要に応じて与えることとは一応別に考えて、必要があれば、やはり、公益事業特権を与えることは認められるべきだと思います。電気通信事業法でも、登録というような従来の許可等がなくなった場合でも、必要に応じて公益事業特権を与える必要があるということです。同じような形にするのが望ましいと思います。

それから、義務再送信制度と裁定制度でありますけれども、義務再送信制度は、基本的に難視聴対策ということでありますので、比較的わかりやすいことであり、受信者の利益という観点から見て当然のように思いますが、裁定制度については、一見したところ、その制度の合理性というか意味は、必ずしもよくわからないところがあることもあって、ある種の紛争が起こって、そして、ガイドラインが制定されて、それに基づいて、現在、協議がかなり多数進行していると理解しておりますけれども、今申しましたような歴史的な経緯があり、かつ、実際のところ、今協議が進行中ということでもありますので、あまり従来と異なる考え方をとることは事実上できないと思うのですが、しかし、この制度について、もう少しわかりやすいというか、あるいは、もう少し言えば、受信者の利益に軸足を置いて、この制度の合理性というか、あるいはわかりや

すさというか、今回そういうことをやっていただくとありがたいというか、そのほうが望ましいのではないかと思います。

しかし、ここに書いてありますように、これまでの様々な経緯、あるいは現在進行中というところがあります。もちろん、それはそれとして尊重しなければならないと思いますけれども、しかし、それとは別に、もう少し合理性とか明確性とか、何に軸足を置くかについて明確にさせていただくと、望ましいのではないかと考えております。

【長谷部主査】 第2点のご意見ということで承ってはいかがかと思いますが、ほかにはいかがでございましょう。大谷委員、お願いいたします。

【大谷専門委員】 質問が3点ございます。

まず1つは、許可制にかわる参入規制ということで、規律の合理化を図ることについては全く賛成ですけれども、参入時の審査の根拠となるような、新たな参入規制として、どういうイメージを抱かれているのかを教えてくださいというのが1点。

もう1つが、3ページの区域外再送信の裁定制度ですが、説明の下から4番目、上から2番目、「難視聴地域等における再送信メディア」という言い方をされておりまして、もともと区域外再送信の問題は、必ずしも難視聴地域の問題を解決するという意義がどれほどあったのかについて、私はあまり認識していなかったもので、事実上、義務再送信の制度によらず、難視聴解決に有意義な制度だったというのが事実でしたら、その辺について、少し背景を教えてくださいというのが2点目。

それから3点目なのですが、下から2番目の再送信メディアとしての役割を果たし得るものについては裁定制度の対象となるということで、これも基本的な考え方については賛同できるのですが、電気通信役務を利用しているようなケースで、実際に裁定制度の対象としなければならない具体例が現状どのぐらい出ているかということについて、情報がありましたら教えてくださいと思います。

以上の3点です。

【長谷部主査】 では、ご質問ということですので、お願いできますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 まず、1点目のご質問でございます。1ページで、許可制に変えて参入時に審査すると、どういう審査の仕方があるのかという点でございますが、同じ放送法制の中で、役務利用放送法では登録という制度を設けておりまして、この登録制度のもとで一定の事項を審査しております。例えば、放送法制の中での大きくくり化、あるいは広く電気通信事業法制も含めて、参入規制としてどのようなものがあり得るか、そこでどのような事項を審査しているか、そこで担保できる事項なのかといったことを横並びで考えてまいりまして、適切に判断してまいりたいと考えております。

それから、2点目のご質問でございますが、3ページの下から4つ目の「・」で、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について、裁定制度は同意がスムーズに得られるようにする上で有効と書かせていただきましたのは、難視聴地域等における再送信としても使えますし、区域外、区域内の再送信の同意を円滑化して

いく上で、この裁定制度が寄与しているのではないかということで、あくまで例示で書かせていただいたものでございます。

多少念を入れてご回答申し上げますと、まず、この裁定の前に、同意を得なくてはいけないというのが大原則と申し上げました。すなわち、再送信をしたい、もともとの放送の放送事業者の方々の同意を得るのが第一義でございます。この同意はかなり強い権限でございます。これまで再送信によって放送番組を受信している視聴者の方々が、仮に同意が拒否されたことによって見られなくなるということになりますと、視聴者の利益の保護を図れないということでございまして、この裁定制度によりまして、バランスをとっているという点がございまして、この裁定制度があることによって、場合によっては救済が図られるということでございまして、同意がスムーズに得られるようにする一定の政策的意義があるのではないかと考えて、その例示を「難視聴地域等における」ということで書かせていただいたものでございます。

それから3点目のご質問で、電気通信役務を利用している放送事業者、役務利用放送事業者の方々がこの裁定制度を使いたいというところまでの事案に至っている例は、今のところ承知しておりません。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。

許可制にかわる新しい規律ということで、幅広に考えていただくのが適切だと思っておりますので、方向性については納得いたしました。

2番目の区域外再送信の裁定制度についての根拠として、これまでの裁定制度の政策的意義を難視聴地域の解消ですとか、そういったところに実績があったということで認めるのであれば、先ほど根岸委員からご指摘のあった裁定制度の合理性、同意にかわる措置をスムーズにすることができる制度としての意義が高いと思ってお聞きしたのですが、単なる例示ということですので、やはり、どちらかという、受信者が多様な情報源に接したいという、そのニーズにこたえていこうとする事業者の姿勢に対する政策的な配慮、そういう意味で受け止めざるを得ないのかなとお聞きいたしました。ただ、方向性について、これまでも協議が進んでいるという実態を踏まえますと、引き続き、維持ということで結構だと思っております。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

では、お願いいたします。

【平口地域放送課長】 裁定制度のところですが、裁定制度は区域外だけではなくて区域内にも用いられるということで、そうすると、難視聴の対策にもなるという趣旨で書いてあります。制度導入のときの制度趣旨にもそういうことが書かれております。

【大谷専門委員】 はい、ありがとうございました。

【長谷部主査】 ほかにいかがでございますでしょうか。長田委員、お願いいたします。

【長田専門委員】 この裁定制度ですけれども、基本的には、全国あまねく民放が各4局見られるべきであるところが、放送がされていない、局がない県が多々ある。そういうところで、せめて隣県にあるのであればそれを見たいという、受信者側の非常に強い要望があると思います。

ですから、やはり、受信者の利益が大きな眼目ではないか、そういうことになっているだろうと思うのです。

ただ、アナログからデジタルへ移るところで非常に同意が得にくい状況の中で、ここにありまして裁定制度についての区域外再送信についての研究会でも、隣県ではなくて、隣の市町村ということで、かなり狭まれたところで決まっているところは、私としては、そこは非常に不満ですし、関東とか近畿とかというのを各県で、大きな県の単位、ブロックで同じ放送を見ているにもかかわらず、四国は各1県ずつというのが、もともとおかしいのではないかと思いますけれども、せめて、今、とにかくデジタルになっていくところで、区域外再送信を認めていただくためには、この裁定制度は今のところは絶対に必要だろうと思います。

【長谷部主査】 裁定制度は一つの理屈ではなかなか割り切れないところがございまして、突っ込むと収拾がつかない、そんなところでございます。現時点では、受信者利益に着目して維持していくということではいかがかと思いますが。

大体こんなところでよろしゅうございますか。中村委員、お願いいたします。

【中村専門委員】 総合的な法体系に関する検討委員会として、結局、総合的な法体系をどうするかということが非常に気になっております。チャンネルリースあるいは義務再送信など個別の規定を整理していくことですか、それから、許可制を合理化していくという話がありまして、それらのパーツを合わせ見ますと、例えば、有テレ法、有放話法あるいは有線法等々、サービスのレイヤーが電気通信事業法に収束できるかどうかといった方向を読み解かなければいけないと思いますし、また、そういったことを引き算しますと、コンテンツのレイヤーも、今の放送関連の制度をどこまで大括りできるのかといったことも見えてきているかと思えます。そうしたネットワーク、あるいはサービスやコンテンツといったレイヤー別にどれぐらい大括りできるのかという具体像もそろそろ見えつつあると思いますので、法体系として、今回、我々ができる、取り得るラインはどのあたりなのかを、そろそろ描く時期に来たのかなと感じました。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

という方向性が見えればよいなというお話でございますが、では、この点は大体よろしゅうございますでしょうか。

それでは引き続きまして、資料5に関しまして、事務局からご説明をお願いいたします。

エ 新たな法体系における技術基準

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料5、新たな法体系における技術基準について、ご説明申し上げます。

1 ページは、2月27日に開催いただきましたこの委員会にも提出させていただいた資料でございます。伝送設備、伝送サービス、そして放送に代表させる形でコンテンツに係る技術基準、各領域の技術基準の概要をお示ししているのが1ページでございます。

2 ページにお進みいただきまして、現行法制における技術基準適合維持義務につきまして、表

形式でお示ししてございます。このうち、上の枠囲いの2つ目の「◆」をご覧くださいと思います。地上放送、衛星放送の技術基準は、電波法・放送法を受けた省令、告示等々、下位法令に規定されております。そして、有線テレビジョン放送の技術基準は、有線テレビジョン放送法及びその下位法令に規定されておりますが、横断的に比較してまいりますと、設備の損壊又は故障によって、サービスの提供に支障を及ぼさないことを求める技術基準は、一部を除いては存在しておりません。

次の「◆」でございますが、技術基準適合命令等の事後の担保措置にも差異があるところでございます。これにつきましては、次のページをご覧ください。

2ページの黄色の網かけをしているところが、他の法令に比べると規定がない、あるいは規定が一部にとどまっているところでございます。設備の損壊又は故障によって、役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること、放送については中波について無線設備規則に定めがあるのみでございますし、有線テレビジョン放送法には規定がございません。

技術基準適合命令も、地上放送、衛星放送が依拠しております電波法には規定がないわけでございます。この点は、本日の資料2でもご覧いただいたところでございます。

一番下へ行っていただきまして、業務の停止等の報告でございますが、電気通信事業の場合は、理由又は原因とともに、遅滞なく、報告しなければならないとなっておりますが、地上放送、衛星放送については6箇月ごと、有線テレビジョン放送については年1回の報告義務にとどまっているところでございます。

担保措置が違うという点は、次の3ページをご覧くださいと思います。これも2月27日の当委員会に提出させていただいた資料でございます。電波法の場合は、技術基準に違反した場合の担保措置が電波の発射停止命令、無線局の運用停止命令で、登録を要する無線局の場合は、登録局の効力停止処分という、一段強い処分に飛ぶ形になってございます。放送は、この電波法の技術基準に依拠しておりますので、いきなり強くなるということでございます。他の法律の場合は、設備の改造、修理等の命令ですとか設備の改善の勧告、技術基準適合命令、施設の改善命令、技術基準適合命令という形になってございまして、より発動しやすい、ケースに適した担保処置が必要なのではないかと考えられるところでございます。

4ページは、最近の地上放送におけます主な中止事故の事例をお示ししてございます。このページも、2月27日の当委員会にご提出させていただいている資料でございます。昨年4月の局長通達によりまして、自主点検、点検結果の報告を求めた後も事故が発生しているところでございまして、その事故の理由を見てまいりますと、落雷に伴う電源設備の破損、焼損等々、電源絡みの不備が目立つところでございます。

ここで、委員限りでお配りをしております資料をお開きいただきたいと思います。3ページから5ページまでに、電気通信事業に係る設備規則、省令で事業用電気通信設備規則がございまして、その規定を左の列に、左から2番目に地上放送や衛星放送が依拠しております電波法第38条、それを受けた電波法施行規則／無線設備規則を並べ、そして、放送業界のガイドラインの規定を3番目に並べております。ご覧いただきますと、電波法施行規則／無線設備規則には、事業

用電気通信設備規則にあるような設備規則が案外ないということでございます。

事故原因になっているところで申しますと、4ページの電源設備関係をご覧ください。通信事業の場合は、電源設備の機器、その機能を代替することができる予備の機器の設置・配備、そして、故障等の発生時に速やかに切りかえられるようにしなければならないという規定がございますが、放送につきましては、電波法施行規則／無線設備規則におきまして、中波と短波についてのみ、「なるべく」設置しなければならないという規定があり、NHK様と民放連様のガイドラインでは、「できる限り講じられていること」という規定になってございます。

また、停電対策につきましても、事業用電気通信設備規則には規定がございますが、無線設備規則には特段の規定がなく、ガイドラインにも規定がないということでございます。

また、その下の防火対策も、自動火災放置設備なり消火設備が適切に設置されていることを電気通信事業の場合は求めておりますが、電波法施行規則／無線設備規則には規定がなく、ガイドラインにも規定がない。

5ページでございますが、保安装置、落雷により線路設備に発生した異常電圧、異常電流によって接続設備を損傷するおそれのある場合は、保安装置等々が設置されていなければならないという規定が、事業用電気通信設備規則にはございます。これが電波法施行規則になりますと、無線設備の空中線系につきまして、避雷器又は接地装置を設けなければならないという規定がありますが、ただし書で、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備の空中線については、この限りでないとしており、低い周波数帯の放送のみが対象とされ、テレビ等々は対象になっていないということでございます。ガイドラインにもこの点についての規定はないということでございます。

資料5にお戻りいただきまして、5ページでございます。新たな法体系におきまして、利用者保護・受信者保護あるいは消費者保護といった観点から、技術基準に關します規律の整合化を図るべきではないか。

特に、近年の放送中止事故の実情を踏まえまして、緊急災害時は無論のこと、日ごろから国民生活に必需の情報をあまねく届けていただくという高い公共性を担っていただいておりますので、その確実かつ安定的な提供を確保するための設備規律を整備すべきではないか。

あわせて、この基準に違反した場合の担保措置を、いきなり停止という形ではなくて、多様化し、実効性のあるものにしていくべきではないかと記述を置かせていただいております。

6ページは参考でございまして、電気通信事業法に基づく重大事故報告、昨年度分でございます。こちらは重大事故報告の義務づけがございまして、社名も含めて、その障害内容、要因も含めて公表を行ってございます。なお、ほとんどはIPネットワークへの移行に伴うソフトウェアの不具合等々による事故でございまして、電源設備の冗長化等の不備等による事故は起こっていないところでございます。

資料5については、以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様との意見交換をお願いできればと存じます。村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 以前、ヒアリングをしたときに、上下分離の議論をしながら、災害放送の重要性をお聞きしたのを非常に印象深く覚えているのですけれども、その記憶と、4ページの通達後の放送事故の数字を見ますと、放送というサービスと、この技術基準、適合維持義務についての規律には非常に強い違和感があります。例えば、報告につきましても、遅滞なくと、6箇月ごとと、1年という大きな違いがあるのですけれども、むしろ放送のほうが社会的な通念としては厳しいような気がしてしまっていて、このあたりは整合性を持つような方向に、ぜひ持っていくべきではないかという感じは持ちました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。大谷委員、お願いいたします。

【大谷専門委員】 今の村上委員の意見に全く賛成でございますが、新たな法体系の中で、技術基準適合の義務をどこに位置づけたらいいのかイメージがひとつつかないのですけれども、例えば、技術基準を1ページで、コンテンツ、それから伝送サービス、伝送設備とレイヤー別に分けて書いていただいておりますが、今、多少、欠落していると思われるのは、放送等の伝送サービスに関する技術基準が不足している。実際に事故は、伝送設備そのものについて、あるいはその周辺のインフラで起こってはいるのですが、伝送サービスに係る技術基準として整理する、つまり、5ページにありましたように、日ごろから国民生活に必需の情報をあまねく届けるための放送という、伝送サービスの特性に必要な技術基準として理解すればいいのかなと考えているのですが、事務局も大体同じようなイメージでいらっしゃるのか、教えていただきたいと思っております。

【秋本融合戦略企画官】 その点にご回答するには、条文をご覧いただいたほうが早いかもしれませんが、まことに恐縮でございますけれども、例えばということでご覧いただきますと、有線テレビジョン放送法の場合、技術基準は8条でございます。お手元の六法で申しますと、2、552ページ、(施設の維持)という形で規定がございまして、この主語も、今後、大括り化の中でどうしていくかという点は検討いたしますけれども、有線テレビジョン放送施設者は、施設を第4条第1項第2号の総務省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないという、法律上はこの規定があつて、以下は省令に譲られております。

また、役務利用放送法を見ていただきますと、2、701ページの下段、第11条という条文がございます。電気通信役務利用放送事業者は、第3条第1項の登録に係る電気通信役務利用放送設備を第5条第1項第5号の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないという、以下は省令に譲る形になってございます。

他方、電気通信事業法の場合は、まさに大谷委員がご指摘になった資料5で申しますと、1ページの中ほどに、伝送サービスに係る技術基準と書いてございます。41条3項が電気通信事業の技術基準でございまして、法律上は5本立て、1号から5号まで号が立ってございまして、それをこの①から⑤でお示ししてございます。このうちの①の観点の技術基準が、これまでのところ、放送ではあまり意識されていなかったのではないかとございまして、品質が適正であるようにすることという②の観点は、放送のほうに相当充実してございまして、放送に関する送信の標準方式という省令が多々整備されてきております。事業法でいうと、①の観点の設備規律が大きく、法制をどこまで大括り化できるかにもよりますけれども、法律上、どこかに根拠規定

を置いて、以下、放送に必要な設備規律を省令でどこまで整備するかという形になってこようかと思っております。ご回答になりましたでしょうか。

【長谷部主査】 分け方にもよりますし、ハード事業者に課す場合もあれば、ソフト事業者に課す場合もある。いろいろなアイデアがあり得るとのことかと思いますが。

【大谷専門委員】 そうですね。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでございましょうか。多賀谷委員、お願いいたします。

【多賀谷専門委員】 今の話、私もやや大谷さんと同じような印象を持っていて、要するに、コンテンツに関する技術基準は、正直言って、何となく違和感がありますね。大谷委員は、「伝送サービス」という言葉を使ったわけですね。サービスについての技術基準といった場合に、それが設備の話だけなのかという話。その話は、今後、例えば、受託放送の場合については、電波法で無線局に対して直接記述をする仕組みになっておりますけれども、受託・委託放送の場合に、ハード・ソフトが一応分かれているわけですけど、その場合、伝送サービスが安定的に提供されることについて、どちらがどの程度責任を負うかという話が、これだと専ら設置側に書いてあるんですけど、本当にそれでいいのかなという感じがややして、他方において、コンテンツについては、ちゃんとソフトのほうで見えていますとか、そこがはっきり切り分けられ過ぎているような印象を持っております。

【長谷部主査】 何かコメントございますか。よろしゅうございますか。

【秋本融合戦略企画官】 そのあたりは、体系的にどう整理していくかという点で、宿題として受け止めさせていただければと思っております。

【長谷部主査】 いろいろなアイデアがあり得るところでございますので、いろいろな難しい点を考えていかなくはないということかなと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

では、次の論点にまいりまして、資料6につきまして、引き続き、事務局からご説明をお願いいたします。

オ 利用者向けの情報提供の促進

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料6、利用者向けの情報提供の促進について、ご説明させていただきます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。通信・放送分野における利用者保護規律を表の形式でお示ししてございます。このうち、網かけをしておりますところが、他の法律に比べまして、規定の整備がないところでございます。特に有料放送につきまして、利用者への提供条件の説明義務、苦情処理義務の規定がございませんのと、事業の休廃止に当たりまして、行政庁、総務大臣に対しましては、いずれも事後の届出をしていただくという規律がございしますが、事業を休廃止する前に、利用者に対しまして事前に周知する義務が通信事業には課せられておりますが、有料放送には、こうした規律が課せられておりません。まず、こうした現状があるという点を踏ま

えておいていただければと思います。

2ページでございますが、消費生活相談件数をお示ししております。これは国民生活センターの情報、P I O - N E Tから作成しているものでございまして、放送に関しましては、近年はC A T V関係の苦情・相談が多いところでございます。

どんな相談が多いのかという点についてでございますけれども、委員限りでお配りをさせていただいている資料の6ページをご覧くださいと存じます。

まず、勧誘に当たりまして、サービス・料金等の説明不足、また、高齢者等への勧誘につきましても説明不足という苦情・相談がございます。勧誘がしつこいという苦情・相談もあるようでございます。

ずっと見ていただいていただきまして、やはり多いのは解約に関する苦情・相談でございまして、解約条件の説明が不十分である、解約しようとして会社に電話したがつながらない、あるいは対応が悪いといった相談が多いようでございます。

資料6にお戻りいただきまして、3ページでございますが、業界におきましてもこの点についてご尽力いただいております。3ページの上の枠囲いのところ、日本ケーブルテレビ連盟様におきまして、昨年3月に「営業活動における視聴者保護に関する自主基準及びガイドライン」・「広告表示に関する自主基準及びガイドライン」の両ガイドラインを策定されまして、昨年の7月から実施しておられます。

また、総務省におきましても、昨年末に、ケーブルテレビ連盟様や各有線テレビジョン放送事業者等に対しまして、「適切な営業活動」に関する要請等を行わせていただいているところでございます。

ですが、今なお、2つ目の「●」でございますが、年間2,000件近くの相談件数がある。平成17年以降は2,000件を超えているという実情がございます。

2つ目の枠囲いでございますが、一方、衛星放送につきましては、平成12年をピークに、相談件数自体は減っております。ただ、個別に見てまいりますと、株式会社U S E Nの代理店の行う加入勧誘行為等に対しまして警告を行うなどの取組を行ってきているところでございます。

総じて、有料放送全体として、利用者向けの情報提供についての総合的な規律の整備が必要なのではないかと考えているところでございます。

4ページ以降は参考でございまして、昨年3月に日本ケーブルテレビ連盟様において取りまとめられましたガイドラインの概要、そして、昨年2月には、連盟内にお客様相談窓口を開設されているという点をご紹介させていただいております。

次のページは、地方の各総通局長から個別の有線テレビジョン放送事業者様に対する要請の概要でございますし、6ページは、株式会社U S E Nに対しまして、届出契約約款遵守義務に違反する旨の警告を行わせていただいた事例のご紹介をさせていただいております。

7ページも参考でございまして、平成19年の放送法の改正によりまして、有料放送管理業務の制度化をしている点についてのご紹介でございます。

8ページ、9ページも、平成15年7月のスカパーJ S A Tによるガイドラインの概要をお示

ししてございます。

お進みいただきまして、11ページでございますが、現行法制におきまして、利用者向けに情報提供していただくための情報提供を促す規定に差異がございます。有料放送全体として利用者向けの情報提供について総合的な規律が必要なのではないかと考えてございまして、まず、通信・放送法制の中で、放送分野の業としての特殊性を踏まえつつも、利用者向けの情報提供義務、すなわち提供状況の説明義務、苦情処理義務、事業の休廃止に係る事前告知義務に係る規定等を整備していくことが適当ではないかと考えてございまして、この点について、ご審議をいただければと思っております。

資料6につきまして、簡単でございますが、以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。ただいまの説明を受けまして、委員の皆様との意見交換をお願いできればと思います。いかがでございでしょうか。長田委員、お願いいたします。

【長田専門委員】 この利用者保護規律の中で、利用者向けの情報提供義務の差異を埋めるといふ、利用者向けの情報提供について総合的な規律が必要だということは、確かにそうだと思いますが、これだけではないということをお忘れしないでいただきたいと思います。「利用者保護」、「受信者保護」という言葉で書かれていますけど、いわゆる消費者保護については、特定商取引法との関係、これは私より新美先生に後でお話させていただきたいと思いますが、そことの関係で放送法も電気通信事業法も除外になっていて、そのことに関する担保措置が今回の新しい法律ではぜひ必要ではないかと思っておりますので、ただ、情報を提供したり、それから、紛争処理、相談に当たればよいというものではないということをお知らせしたいと思います。新美先生、後はお願いします。

【長谷部主査】 新美委員。

【新美委員】 今、長田さんがおっしゃったとおりです。なお、先回も申し上げましたけれども、特定商取引法で規定しているようなことは、通信、放送に関連する法制の中でも、最低限、きちんと位置づけておく必要があるだろうと思っております。特定商取引法が放送・通信分野を適用除外しているのは、電気通信事業に固有の課題があるであろうことから、それを踏まえて、特定商取引法の趣旨を活かすべき対応策を所管の総務省で講じるはずであるという、いわば信頼を前提としているわけです。特に放送とか通信に固有の問題があれば、特定商取引法とは違った規律があってもしかるべきではあります。違った規律を設けたことについて合理的な説明ができない限りは、やはり特定商取引法をベースラインとして考えていかなければいけないのではないかと思います。消費者庁ができてきますと、放送、通信に係る消費者問題も、そこにかなりの数、そして、多様な問題提起がなされてくると思っておりますので、それを念頭においてシステムを考えていく必要があるだろうと思っております。情報提供だけではなくて、苦情処理についても、もっと他の業界の体制を参考にして、その対応策を検討しておく必要があるのではないかと思います。放送の関係ですと、従来、視聴者はあくまでも受け身で、流れてくる電波を受け取るだけだということ、わりに苦情を申し立てることは少なかった。これに対して、通信の場合は、ユーザーは自分

で積極的に利用しますので、そのサービスに不備があれば率直に苦情を申し立てます。放送と通信とは、そのサービスについて、ユーザーの関心ないし関与の持ち方が違っていたと思うのですが、今後は、放送の場合も、ペー・パー・ビューなどが普及すれば、まさに自分は金を払って放送サービスを利用するということになりますので、相当程度、消費者意識といいますか、権利意識が強くなってくると思われます。そのことをも勘案すれば、そうした消費者の要望にきちんとこたえられるような条項を用意しておかなければいけないのではないかと考えております。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。はい、長田委員、お願いいたします。

【長田専門委員】 有料のところなのですが、お金を払っての放送における消費者保護の問題と、もう一つは、無料というか前回も申し上げましたけれども、地上波などでも広告と番組がごちゃごちゃになってよくわからないような場合、それが広告だとわかるような仕組みとか、そういうことも含めて、無料の放送においても配慮しなければいけない消費者保護のルールは何かあると思いますので、そこもやはり、よく見ると、有料放送全体としてというふうに、非常にそこで狭まれていますけれども、放送全般においても利用者保護の規律が必要だという認識は忘れないでお願いしたいと思います。

(3) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 ほかにいかががでございますか。

そういたしましたら、この論点につきましても、以上のようなご意見をちょうだいしたということで、今日のところは議論も尽きたようでございます。

本日の議題は以上ということで、最後、全体を通じて何かご意見があれば承りますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の審議はこれにて終了いたしたいと存じます。

次回の第16回の会合ですが、5月12日の火曜日、17時から開催いたしまして、コンテンツ規律等の見直しの方向性について審議を行いたいと存じます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 開催場所につきましては、調整の上、また別途ご連絡いたします。

以上です。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第15回）」を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以 上